



議題1【取組⑤】

報道機関 各位

記者発表資料
令和3年6月3日（木）
問い合わせ先：
国民健康保険課
課長：田中 兼一
担当：南
電話：829-1276

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した
被保険者等に係る国民健康保険税を減免します

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす世帯は、国民健康保険税を減免します。

本事業は、令和3年度6月補正予算の成立をもって実施するものです。

1 対象となる世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病（1か月以上の治療）を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和3年の収入が減少し、次の①～④の全てに該当する世帯
 - ① 世帯の主たる生計維持者の令和3年の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - ② ①の10分の3以上減少が見込まれる収入の、令和2年中の所得の合計が0円（またはマイナス）ではないこと
 - ③ 世帯の主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - ④ 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

2 減免対象となる国民健康保険税

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定された令和3年度分の国民健康保険税

3 減免の割合

国民健康保険税額的全額免除または対象となる国民健康保険税額の10割減額から2割減額まで

4 申請手続き等

減免には申請が必要です。減免制度のご案内は、市報や市ホームページに掲載する他、国民健康保険税の納税通知書に同封するチラシにてご確認ください。

新型コロナウイルス感染症予防の観点から郵送での申請にご協力ください。